

管理に係る重要事項調査依頼書の発行について

1. ご依頼手続きについて

- (1)重要事項等に係る調査依頼書(兼請求書)に必要事項を記入して下さい。
- (2)『重要事項等に係る調査依頼書(兼請求書)』をファクシミリにて送信して下さい。
- (3)受付時間は、9:00～17:00となります。
- (4)当日発行をご希望される場合は、事前にお問い合わせの上、ご依頼下さい。なお、弊社業務の都合により、お受けできない場合がございますので、予めご了承願います。

2. 作成及びお引き渡しについて

- (1)調査依頼書を受領次第、調査報告書の作成に着手致します。調査報告書のお引き渡しにつきまして、調査依頼書を受領日から発送日まで、中2日間を基本とさせていただきます。
お引渡日に関し、ご要望がある場合には別途ご相談に応じます。

3. 作成手数料

項 目	料金(消費税込)
重要事項調査報告書(1戸分)郵送もしくは宅急便	11,000円
管理規約・使用細則(写し)	3,300円
図面集(写し)	2,200円
総会資料・議事録一式(写し) ※直近1年分	2,200円
長期修繕計画書(写し)	2,200円
お急ぎ発行	5,500円

※マンションによってご用意できない書類がございますので、事前にお問い合わせをお願い致します。

4. お支払いについて

請求書を送付いたします。ご確認後、お支払をお願いいたします。また、その際の振込手数料は貴社にてご負担下さいますよう、お願いします。

※領収証の発行はいたしかねますので、銀行の振込明細書にて代用願います。

5. お申し込み先

株式会社エンゼルコミュニティ

〒413-0011 静岡県熱海市田原本町 9-1 熱海第一ビル 2F

TEL 0557-52-4811 FAX 0557-52-4882

以上

重要事項等に係る調査依頼書

熱海第一ビル2F

FAX 0557-52-4882

株式会社エンゼルホーム

株式会社エンゼルコミュニティ 東海事業部 行

当社は、宅地建物取引業法第35条第1項第5号の2、同法施行規則第16条の2の定め等により、下記の中高層分譲共同住宅(マンション)の取引に係る重要事項について必要費用を添えて、貴社に調査を依頼致します。

調査依頼年月日	年 月 日		
宅地建物取引業者	会社名		
	所在地	〒	
	免許番号		
	依頼者	所属部課 氏 名	TEL FAX
調査対象マンション	名 称		
	住戸番号		
	所 在 地		
	依 頼 主		
使用目的	☐ 売買仲介 ☐ 賃貸仲介 ☐ その他()		
調査依頼項目	☐ 管理規約(施行規則第16条の2第1号～第7号関係) ☐ 修繕積立金積立総額(施行規則16条の2第6号関係) ☐ 管理費、修繕積立金等の月額(施行規則16条の2第6、7号関係) ☐ 管理組合の金融機関からの借入額(施行規則第16条の2第6号関係関連) ☐ 管理費、修繕積立金等の滞納額(施行規則第16条の2項第6、7号関係) ☐ 共用部分の大規模修繕工事の実施状況 (建設省経動発第106号関係・住管発第5号関係) ☐ 管理費等の改定予定 ☐ 管理規約の改定予定 ☐ 大規模修繕工事予定 ☐ 使用細則(フローリング等)について ☐ 石綿(アスベスト)調査結果の記録 ☐ 耐震診断結果の記録 ☐ 長期修繕計画書(写) ☐ 図面集(写) ☐ 総会資料・議事録一式(写) ☐ その他()		
	※マンションによってご用意できない書類がございますので、事前にお問い合わせをお願いします。		
備 考			